

株式投資型クラウドファンディング業務に関する取扱要領

株式会社ユニコーン

当社は、日本証券業協会の自主規制規則「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に基づき、当社が行う株式投資型クラウドファンディング業務に関して、この取扱要領を定め、公表いたします。

株式投資型クラウドファンディングとは、非上場の新規・成長企業等が、金融商品取引業者の運営するポータルサイトを通じて多くの投資者から少額ずつ資金を集め、その対価として株式を発行することにより、インターネット上で資金調達を行う仕組みです。個別案件に関する事項については、それぞれの契約締結前交付書面をご確認ください。

1. 法令規則等の遵守

当社は、株式投資型クラウドファンディング業務について、法令規則等を遵守しながら適正に当該業務を運営するための態勢を整備し、公正かつ円滑に株式投資型クラウドファンディング業務を行います。

2. 株式及び発行会社についての審査

当社は、株式投資型クラウドファンディング業務により取り扱おうとする株式及びその発行会社につき、社内規程に従って厳正に審査を行います。

(1) 審査項目

- ① 発行会社及びその行う事業の実在性
- ② 発行会社の財務状況
- ③ 発行会社の事業計画の妥当性
- ④ 発行会社の法令遵守状況を含めた社会性
- ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ⑥ 当社と発行会社との利害関係の状況
- ⑦ 当該株式に投資するに当たってのリスク
- ⑧ 調達する資金の用途
- ⑨ 目標募集額及び上限募集額（会社法第199条第1項第2号により発行会社が発行決議によって定める募集株式の払込金額の総額をいう。）が発行会社の事業計画に照らして適当なものであること。
- ⑩ その他、当社が必要と判断した項目

(2) 審査手続

当社は、予備審査及び本審査の二段階の審査を行います。予備審査は、発行会社から会社概要書、事業計画書等の書類を提出していただき、これらの書類審査を行います。また、本審査は、発行会社から決算・税務関係書類、登記簿謄本等を提出していただき、これらの書類審査を行うとともに、経営者面談及び企業訪問を行います。審査は、必要に応じて、外部専門家（税理士、弁護士等）と協力して行います。

(3) 少額要件の適合状況の確認

当社は、発行会社の調達金額が法令で定められた少額要件（年間1億円未満）に適合していなければ、発行会社の株式を株式投資型クラウドファンディングの対象として取り扱いません。当社は、少額要件を満たすことを、発行会社からの提出書類、発行会社の申告及び募集取扱い契約上の表明保証によって確認します。

(4) 発行会社に係る反社会的勢力の排除に関する取組み

① 反社会的勢力に関する情報の収集・分析及び確認

当社は、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）します。当該情報の収集・分析等に際しては、社内で情報の共有に努め、外部専門機関等から提供された情報を適切に活用し、発行会社の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無等の確認を行います。

② 発行会社との契約

当社は、発行会社が反社会的勢力でないことに関し、以下の事項について、発行会社との間で書面による契約を締結します。

- イ 発行会社が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- ロ 上記イの確約が虚偽であると認められた場合は、当社の申出により、募集の取扱業務に係る契約が解除されること。
- ハ 発行会社が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により、募集の取扱業務に係る契約が解除されること。

③ 発行会社が反社会的勢力と認められた場合の措置

当社は、募集の取扱いを開始する前に、発行会社が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該発行会社が発行する株式についての募集の取扱いを行いません。また、募集の取扱いを開始した後に、発行会社が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、直ちに募集の取扱いを中止します。なお、募

集の終了後に発行会社が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当局に相談のうえ、当該発行会社との関係解消に努めます。

(5) 審査に係る記録の作成・保存

当社は、審査を行った全ての案件について、審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査過程において把握した問題点等について記録を作成するものし、審査記録については、原則として電磁的方法により、当該案件にかかる審査終了日から10年間保存します。

3. 投資勧誘の方法

(1) 投資勧誘

当社は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うにあたって、当社が運営する次のポータルサイトを閲覧いただく方法及び当該方法にあわせて電子メールを送信する方法によってのみ、投資勧誘を行います。それ以外の方法（電話、訪問等）により投資勧誘を行うことはありません。

当社ポータルサイト「ユニコーン」 <https://unicorn-cf.com>

(2) 発行会社及び募集に関する情報の取扱い

① ポータルサイトにおける表示

イ 情報の種類

当社が募集の取扱いを行うにあたってポータルサイトに表示する発行会社及び募集に関する情報は、以下のとおりです。

- (i) 発行会社の基本情報（プロジェクトの概要）
- (ii) 募集要項
- (iii) 会社情報
- (iv) 事業計画
- (v) リスク情報
- (vi) 審査結果
- (vii) 契約締結前交付書面

ロ 表示方法

上記イに掲げる情報は、情報公開後から払込日まで、当社ポータルサイトの各案件ページにて表示し、払込日後は、上記イ（i）、（iii）及び（v）に掲げる情報のみを表示いたします。契約締結前交付書面については、募集案件への申込み完了後は、当該申込みをされた会員のマイページにも表示いた

します。なお、当社は、申込受付開始前に1週間以上の情報公開期間を設けます。

② 電子メールの送信

当社は、会員に対して、次の場合において募集に関する情報を電子メールにより送信します。

- イ 申込受付開始前…募集に関する情報の案内やお知らせ、その他当社が必要と判断した情報
- ロ 申込受付期間中…申込後の入金を確認できない場合の入金依頼、その他当社が必要と判断した情報
- ハ 申込受付期間後…案件成否の連絡、契約締結時交付書面等の交付に関する連絡、その他当社が必要と判断した情報

③ 発行会社及び募集に関する情報の保存

当社は、上記発行会社及び募集に関する情報については、作成日から5年間電磁的な方法により保存します。

4. 投資者による会員登録

当社が募集の取扱いを行う案件にお申込みいただくためには、会員登録が必要になります。なお、会員登録は個人に限り、法人の会員登録はできません。

(1) 会員登録に必要な情報の入力及び確認等

会員登録を希望する投資者は、当社ポータル画面にて、以下の事項の入力及び確認等を行っていただく必要があります。

- ① 氏名、性別、住所、生年月日、メールアドレス、電話番号、職業の入力
- ② 居住地国（日本か、それ以外）、外国 PEPs 該当者（外国政府等において重要な地位を占める者等）か否か、FATCA 該当者（米国民、永住権グリーンカード保有者等）か否かの入力及び確認
- ③ 反社会的勢力でないことの確約
- ④ 取引約款等（取引約款、サイトの利用規約、投資に際しての重要な事項のご説明、プライバシーポリシー、電磁的方法による書面の交付及び徴求に関する同意事項）の確認及び同意
- ⑤ 取引銀行口座情報の入力
- ⑥ 適合性を確認するための取引情報（年収、資産の状況、取引の動機、投資目的、投資経験、投資知識、購入資金は余裕資金であること、日本語でのやり取りが可能であること）の入力
- ⑦ 株式投資型クラウドファンディングに関するリスク・注意事項の確認

(2) 本人確認書類のアップロード

本人確認書類のアップロードは、以下の証明書等に限りません。

- ① 次の書類のうち現住所が記載されている書類を2種類
 - イ 運転免許証
 - ロ パスポート
 - ハ 個人番号（マイナンバー）カード
 - ニ 写真付き住民基本台帳カード
 - ホ 在留カード
 - へ 特別永住者証明書
 - ト 住民票の写し
 - チ 健康保険証
 - リ 印鑑登録証明書
- ② 現住所が記載されている本人確認書類が1種類しかない場合
現住所が記載された上記の本人確認書類1種類と現住所が記載された公共料金の領収書（同居する同姓の家族名義のものでも可）等をアップロードしていただきます。

（3） 会員の登録審査

- ① 本人確認及び反社会的勢力でないことの確認
当社は、当該投資者の本人確認書類と入力された情報をもとに、本人確認を行います。また、当該投資者の氏名、生年月日より外部専門機関と連携し、反社会的勢力か否かの確認を行います。
- ② 適合性の審査
当社は、当該投資者の適合性審査について、以下の取引開始基準を定め、これらに適合するか否かを審査します。
 - イ 取引時の年齢が20歳以上75歳未満であること（会員登録後に時間の経過により75歳以上となった場合は、取引を行うことはできません。）。
 - ロ 保有する金融資産が200万円以上であること。
 - ハ リスク性の金融商品に対して1年以上の投資経験があること。
 - ニ 投資について、投資金額を下回ったり、全額を失ったりする「損失リスク」の知識があること。
 - ホ 投資資金は余裕資金であること。
 - へ 日本国内に居住していること。

（4） 初期パスワードの発送

当社は、本人確認、反社会的勢力でないことの確認及び適合性審査をクリアした投資者に対して、会員登録のための初期パスワードを記載した文書を投資者の登録

住所宛てに本人限定受取かつ書留郵便にて郵送します。不適合となった投資者に対しては、その旨の通知を電子メールで行います。

(5) 会員登録の完了

投資者は、受領した初期パスワードをログイン画面に入力することで、会員登録が完了します。

5. 取引及び受渡し

(1) 個別案件への申込み及び入金方法

個別案件への申込みは、各募集案件の申込みページからお申し込みください。申込みの手順等は以下のとおりです。

① 申込株数の入力

法令で定められた投資者の少額要件（一発行会社につき一人あたり年間投資額 50 万円以下）を満たしていることを表明していただいたうえで、申込株数を入力していただきます。なお、申込みの完了後、投資者の少額要件を満たしていないことが判明した場合は、当該申込みは失効の扱いとなります。

② 確認及び表明等

確認書及び契約締結前交付書面の確認並びに反社会的勢力に該当しないことの表明について、それぞれのチェックボックスにチェックを行っていただきます。なお、確認書及び契約締結前交付書面は、申込後は、会員のマイページにて確認することができます。

③ 申込みの完了

上記の確認及び表明等を行い、「申込する」ボタンを押下することで、申込みが完了します。

④ 指定口座への申込金額の入金

申込完了日から起算して 3 営業日以内に、当社指定口座へ入金していただきます。当社指定口座は、申込完了時に申込完了画面に表示されるほか、電子メールで送信します。また、入金すべき申込金額は、上記①で申込株数を入力した際に表示されるほか、電子メールで送信します。なお、3 営業日以内に入金が確認されない場合、申込みは失効の扱いとなります。ただし、失効となった場合でも、申込期間中であれば再度の申込みは可能です。

⑤ 申込みの撤回等

申込みの撤回又は当該申込みに係る発行会社との間の契約の解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）は、申込日から起算して 8 日以内に行うことが可能であり、会員のマイページから申込撤回ボタンを押下することで行うことができます。申込みの撤回等を行った場合は、原則として当該申込みの撤回等を行った日

から3営業日以内に当該申込みの撤回等を行った会員の指定する銀行口座に返金します。この場合の振込手数料は当社が負担します。

(2) キャンセル待ちの取扱い

当社は、申込金額の総額が目標募集額を超え上限募集額に到達した場合、当該時点以降、申込期間の最終日まで、キャンセル待ちの申込みを受け付けます。キャンセル待ちの申込みは、各募集案件の申込みページからお申し込みください。申込みの手順は以下のとおりです。

① キャンセル待ちの申込み

希望申込株数の入力、確認書及び契約締結前交付書面の確認並びに反社会的勢力に該当しないことの表明については、上記(1)①、②及び③に準じます。

② 申込株数の確定

上記(1)の申込みをした他の会員から申込みの撤回等があった場合、当社は、キャンセル待ちの会員に対して先着順により申込株数を確定させます。当該申込株数は、当該会員が上記①の段階で入力した希望申込株数の範囲内とします。そのため、当該キャンセル待ちの会員の申込株数は、上記①の段階で入力した希望申込株数に満たないことがあります。申込株数の確定結果は、電子メールで送信します。

③ 指定口座への申込金額の入金

上記②の電子メールを受け取ったキャンセル待ちの会員は、確定した申込株数及び申込金額を確認のうえ、3営業日以内に当社指定口座へ入金していただきます。当社指定口座及び入金すべき申込金額は、申込株数が確定した時に申込完了画面に表示されるほか、電子メールで送信します。なお、3営業日以内に入金がされなかった場合、申込みは失効の扱いとなります。

④ 申込みの撤回等

キャンセル待ち申込みの撤回等は、キャンセル待ちの申込日から起算して8日以内に行うことが可能であり、会員のマイページから申込撤回ボタンを押下することで行うことができます。キャンセル待ちの申込日から起算して9日以降は、申込株数が確定しているか否かにかかわらず、申込みの撤回等はできません。申込みの撤回等による返金については、上記(1)⑤に準じます。

(3) 案件の成否

申込金額の総額が目標募集額に到達した場合は、申込期間中、いつ目標募集額に到達したかにかかわらず、当該申込期間の最終日を起算日として8日間が経過し、9日目に目標募集額全額の入金が確認された段階で案件成立となります。入金された申込金額の総額が目標募集額を下回った場合は、案件不成立となります。なお、

申込金額の総額が目標募集額を上回った場合は、申込期間中、上限募集額に到達するまで申込みを受け付けますが、上限募集額を超えて株式の追加発行は行いません。申込金額の総額が上限募集額に到達した場合は、当該時点以降、申込期間の最終日まで、上記（２）のとおりキャンセル待ちを受け付けることとなります。

（４）案件成否後の会員への対応

- ① 案件成立の場合、案件成立が確定した時点でその旨をポータルサイトに表示するとともに、会員に対して、電子メールでお知らせします。また、会員のマイページにおいても、契約の成立年月日、商品名、購入株数、1株当たりの株価及び購入金額等の表示がなされ、これらはPDFファイル形式で提供されます。それをもって契約締結時交付書面（取引報告書）とします。
- ② 案件成立の場合、当社は、発行会社に対し、払込期日に入金を行います。投資者は、当該払込期日をもって株主となり、株主名簿に記載又は記録されます。株式の受渡しの状況については、会員に対する電子メール及び会員のマイページでお知らせするほか、発行会社の作成する株主名簿により確認することができます。株主名簿の記載事項の確認を希望する場合、発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しているときは、当該株式名簿管理人である信託銀行や証券代行会社に、また、発行会社が自社で株式事務を行っているときは、発行会社にお問い合わせください。
- ③ 案件不成立の場合には、不成立が確定した時点でその旨を会員に対する電子メールでお知らせするほか、ポータルサイトにも表示します。なお、当該表示の日から2週間以内に申込みをした会員に申込金を返金します。この場合の振込手数料は当社が負担します。

6. システム障害発生時の対応

（１）障害発生・復旧等に関する周知の方法

システム障害発生時における投資者に向けての必要な情報（復旧等に関する情報や案件の申込期間・申込撤回期間の延長等）については、当社ポータルサイト及び当社コーポレートサイト「障害の発生について」にて発信します。

当社ポータルサイト <https://unicorn-cf.com>

当社コーポレートサイト <https://unicorn-cf.co.jp>

（２）発行会社及び募集に関する情報の閲覧の方法

システムの復旧を行う間、発行会社及び募集に関する情報は閲覧出来ない状態となる可能性があります。この場合、状況に応じて、申込期間の延長など募集の取扱いを変更する場合があります（後掲（４）参照）。

(3) 案件の申込み及び申込みの撤回の方法

システムの復旧を行う間、案件の申込み及び申込みの撤回が出来ない状態となる可能性があります。この場合、状況に応じて、申込期間の延長など募集の取扱いを変更する場合があります（後掲（4）参照）。

(4) 募集の取扱いを変更する場合

システム障害により、当社が行う募集の取扱いにおいて上記（2）及び（3）に係る会員への影響が生じた場合、当社は発行会社と協議した上で、申込期間の延長など募集の取扱いの変更を検討します。募集の取扱いを変更する場合は、具体的な変更内容を、上記当社ポータルサイトにて情報発信します。なお、システム障害により当社ポータルサイトが閲覧できない場合は、申込済の会員に電子メールを送信することとし、障害復旧後に当社ポータルサイトにおいても情報発信します。

7. その他業務管理体制

(1) システム障害発生の予防

① 保守作業計画の策定と運用

当社は、当社ポータルサイトの安定稼働を図るため、半期毎に保守作業の内容、スケジュール及び求められる成果物等を内容とする保守作業計画を策定し、当該計画に基づいて保守作業を実施します。なお、保守作業計画は、保守作業の実施状況を踏まえ、適宜、変更・追加等を行います。また、取締役会は、半期末に1回、保守作業の実施状況及び当社ポータルサイトの稼働状況について報告を受け、より安定的なシステム環境の整備に努めてまいります。

② 情報システムの二重化と監視

当社ポータルサイトはクラウド上に構築し、アプリケーションサーバーやデータベースサーバーはそれぞれ2台用意します。通常は、アプリケーションサーバーとデータベースサーバーは1台ずつ稼働していますが、サーバー障害の発生時には、待機しているサーバーが自動的に稼働して復旧します。また、システム負荷の状況に応じてサーバーの規模を自動的に調整する設定とします。

③ システム開発

当社は、システムの追加開発を行う際には、その影響範囲を見極めたうえで開発を行い、テスト環境でテストを実施します。また、システムを本番環境にリリースする際には、前もってテスト環境で十分なテストを行い、問題がないことを確認します。

④ システムリスク管理及び障害管理

システムリスク管理態勢を確立するため、当社は、システムリスクを把握、評価して十分な対応策を講じます。また、障害管理として、当社は、定期的に障害の集計・分析を実施することにより障害傾向を把握し、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するように努めます。

⑤ サイバーセキュリティ管理

サイバーセキュリティ管理としては、入口対策（ファイアウォールの設置等）、内部対策（特権 ID・パスワードの適切な管理等）、出口対策（通信ログ・イベントログ等の取得と分析）を行い、サイバー攻撃や障害発生時にシステム運用担当者に自動通知される仕組みとします。

⑥ システム監査の実施

当社は、外部監査人によるシステム監査を年に一度実施し、監査による指摘事項を踏まえてシステムの品質改善を継続的に行うことにより、システム障害の発生等の予防に努めます。

(2) 電子募集取扱業務において表示が求められる事項の表示の方法

当社は、電子募集取扱業務において表示が求められる以下の事項について、当社ポータルサイトに表示します。

- ① 第一種少額電子募集取扱業者である旨等、金融商品取引業等に関する内閣府令第16条の2第2項各号に掲げる事項
- ② 自己資本規制比率に係る規制の適用を受けないこと等、株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則第9条第1項第18号に規定する事項
- ③ 商号、登録番号等、標識に表示されるべき事項

(3) 申込金の管理方法

会員からの申込金は、当社の預金口座から契約先の信託銀行の当社信託口に預託されます。当社は顧客分別金必要額の算定を毎営業日行い、顧客分別金必要額に不足がある場合には、差換基準日から3営業日以内に信託金の追加を行います。

(4) 募集終了後における発行会社の情報の定期的な提供の方法

- ① 当社は、発行会社の株式を取得した会員に対し、発行会社の事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、発行会社と契約を締結します。
- ② 当社は、発行会社より半期毎の決算の状況、四半期毎の増資資金の使途状況（当社が取り扱った株式投資型クラウドファンディングに係る増資資金に限ります。）及び事業の状況報告、その他当社が必要と認める情報の提供を受けるものとします。

- ③ 上記の発行会社の情報については、当該発行会社の株式を取得した会員のマイページに掲載します。

8. 株式投資型クラウドファンディング業務の中止等

(1) 中止事由

当社は、以下に掲げる事項が発生した場合、発行会社と協議のうえ、募集の取扱いを中止します。

- ① 発行会社が、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合
- ② 発行会社を審査する際に、発行会社から受け取った資料に虚偽の記載や重大な過失に基づく誤りが発覚した場合
- ③ 当社が法令及び日本証券業協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められた場合
- ④ 当社が業務執行不能な状態に陥った場合
- ⑤ 発行会社の事由により株式の募集を取りやめることとした場合
- ⑥ その他、投資者保護の観点から、当社が募集の取扱いを中止することが適切であると判断した場合

(2) 中止する場合の公表方法

募集の取扱いを中止する場合は、当社ポータルサイト上のトップページにて公表します。

(3) 募集の取扱い開始後の発行会社の状況等の変更時の取扱い

当社は、募集の取扱いを開始した後に発行会社の状況が、審査時と異なること又は変化したことが判明し、当社が審査の判断を変更しなければならないと判断した場合は、当該変更内容を当社ポータルサイトに開示します。

9. その他

当社は、株式投資型クラウドファンディング業務により募集の取扱いを行った発行者に対して、発行者の同意により、事業計画の進捗等に関する必要な指導や支援を行います。

10. 問い合わせ及び回答方法

投資者からの取引内容、当社のサービス等に関する問い合わせのほか、システム障害発生時や募集の取扱いを中止する場合等の問い合わせについては、当社ポータルサイト上の問い合わせ窓口又はメールにて承り、当社からの回答は、メールにて行います。

当社ポータルサイト「ユニコーン」 <https://unicorn-cf.com>

電子メール support@unicorn-cf.com

平成 30 年 2 月 1 日作成

令和元年 7 月 3 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 6 月 23 日改正